

伊予市教科用図書調査委員会設置要綱

第一章 総 則

(目的)

第一条 この調査委員会（以下「委員会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第1項に基づき、伊予市内の市立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択に関する調査研究を行うことを目的とする。

第二章 組 織

(組織)

第二条 委員会は、委員6人をもって組織する。

(委員)

第三条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 教育長

二 教育委員代表 1名

三 教科用図書採択事務担当課長 1名

四 伊予市教育委員会内の小学校又は中学校の校長代表 1名

五 伊予市教育委員会内の小学校又は中学校の保護者代表 1名

六 学校教育に専門的な知識を有する学識経験者 1名

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から同年8月31日までとする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第四条 委員長は、教育長をもって充てる。

2 委員長の任期は、第3条第2項で定めた委員の任期と同じとする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長が欠けたときは、その職務を代理する委員をあらかじめ指名する。

(庶務)

第五条 委員会の庶務は、伊予市教育委員会学校教育課が行う。

第三章 会 議

(会議の招集)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、委員長があらか

じめこれを委員に通知しなければならない。

- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を求めることができる。

(会議の運営)

第七条 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開催することができない。

- 2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 委員会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、委員会の会議で定める。

(会議結果の答申)

第八条 委員長は、伊予市教育委員会に対して、会議結果を答申するものとする。

第四章 調査員

第九条 委員会に、教科用図書の調査研究を行うため、調査員を置く。

- 2 調査員は、協議会が種目ごとに4人委嘱する。ただし、種目によって人数の増減を行うことができるものとする。
- 3 調査員は、種目ごとに委員長が委嘱又は任命する。
- 4 調査員の任期は、委嘱又は任命の日から同年8月31日までとする。
- 5 調査員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行うとともに、教科用図書の展示において寄せられた保護者等の意見も考慮しながら種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、委員会の会議に報告する。

第五章 議事録及び資料の公表

第十条 委員会の会議の議事録及び前条第5項の資料については、伊予市教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

第六章 経費の支弁の方法

第十一条 委員会に要する費用は、伊予市が負担する。

- 2 第三条(委員)のうち、五、六の委員の謝礼は7,000円とする。

第七章 その他

第十二条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和元年6月7日から施行する

附 則 この要綱は、令和2年6月10日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年6月6日から施行する。

別表（第九条関係）

※ 伊予市、松前町、砥部町の共同研究とする。

小学校		中学校	
調査教科書	調査員の人数	調査教科書	調査員の人数
国語・書写	4人	国語・書写	4人
社会・地図	4人	社会・地図	6人
算数	4人	数学	4人
理科	4人	理科	4人
生活	3人	音楽	3人
音楽	3人	美術	3人
図画工作	3人	保健体育	3人
家庭	3人	技術	3人
体育（保健）	3人	家庭	3人
外国語	4人	外国語	4人
道徳	4人	道徳	4人